

松戸市 街づくり部 窓口に行かずにできる手続き一覧(令和3年4月6日現在)

※新型コロナウイルス感染拡大防止、感染予防の対策としての対応となります。

※各手続きの詳細につきましては各ホームページをご覧ください、ご不明な点がございましたら各担当課までお問い合わせください。

課名	業務内容	注意事項
都市計画課	都市計画法第53条申請	郵送可・通知書及び副本の郵送を希望する場合は、返信用封筒の同封が必要
	地区計画の届出	郵送可・通知書及び副本の郵送を希望する場合は、返信用封筒の同封が必要
	駐車施設の附置に関する届出	郵送可・通知書及び副本の郵送を希望する場合は、返信用封筒の同封が必要
	路外駐車場の届出	郵送可・通知書及び副本の郵送を希望する場合は、返信用封筒の同封が必要
	用途地域証明	郵送可・返信用封筒の同封が必要
	景観計画区域内行為の事前協議・届出	郵送可・副本の郵送を希望する場合は、返信用封筒の同封が必要 ※事前協議にあたっては内容の確認のやり取りを電子メールまたはfaxにて行いますので、連絡先をお伝えください。
	屋外広告物の申請・届出	郵送可・返信用封筒の同封が必要な場合あり ※屋外広告物については、内容により手続き方法が変わりますので、詳細はホームページ「屋外広告物許可申請及び届出について」をご確認ください
立地適正化計画の届出	郵送可・通知書及び副本の郵送を希望する場合は、返信用封筒の同封が必要	
都市計画図等の地図の販売	郵送可・返信用封筒の同封が必要	
街づくり課 区画整理担当室	土地区画整理法第76条申請	郵送可・許可書及び副本の郵送を希望する場合は、返信用封筒の同封が必要 ※申請書に、担当者氏名・連絡先を記入すること
新拠点整備課	該当なし	
交通政策課	該当なし	
住宅政策課	市営住宅入居申込	
住宅政策課 宅地担当室	該当なし	
住宅政策課 空家活用推進室	被相続人居住用家屋等確認申請	郵送可・確認書返信用の封筒の同封が必要
	松戸市空き家の有効活用等に関する相談申込及び情報提供同意書	
建築指導課	建築基準法第12条 定期調査・点検報告	郵送可・副本の郵送を希望する場合は、返信用封筒(切手を貼付)の同封が必要 報告内容についての問い合わせができる連絡先の同封も必要
	木造住宅耐震診断・改修 マンション耐震診断 コンクリートブロック塀等除却 各種補助金申請	事前協議済みのものに限り郵送可
	建設リサイクル法による届出・通知	郵送可・副本の郵送を希望する場合は、返信用封筒(切手を貼付)の同封が必要 ※工事着手の7日前までに届出先必着となりますので、期限に余裕をもって送付いただきますようお願いいたします。
建築指導課 指導調整室	松戸市中高層建物等の建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例の届出	郵送可・副本の郵送を希望する場合は、返信用封筒(切手を貼付)の同封が必要。 ※但し、事前に電話・メール等で協議した中高層建築物に限る。 特定建築物、特定工作物は従来通り窓口にて対応。
みどりと花の課	該当なし	
公園緑地課	該当なし	
建築審査課	長期優良住宅建築等計画の認定等に関する手続き	郵送可 ※具体的な方法については、直接建築審査課へお問い合わせください。
	低炭素建築物新築等計画の認定等に関する手続き	郵送可 ※具体的な方法については、直接建築審査課へお問い合わせください。
	建築物省エネ法の認定等に係る手続き	郵送可 ※具体的な方法については、直接建築審査課へお問い合わせください。
建築保全課	該当なし	